インフレスライド条項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、池田町建設工事等執行規則（平成２年規則第 42 号）別記様式第１号の１から別記様式第１号の４までの契約書（以下「契約書」という。）建設工事請負標準契約書式第 22 条第６項(インフレスライド条項)の規定に基づく請負代金額の見直しが円滑に運用することができるよう、取扱いを定めたものです。

１　適用対象工事

⑴ 工事請負契約書第 22 条第６項の請求は、２⑶に定める残工期が２⑵に定める基準日から２か月以上あること。

⑵ 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

２　請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

⑴ 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。

⑵ 基準日

請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

⑶ 残工期

ア　基準日以降の工事期間とする。

イ　基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮することができるものとする。

３　スライド協議の請求

⑴ 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

⑵ ⑴の請求を受けた時、又は行った時は、工事請負契約書第 24 条第２項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができるものとする。

４　請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約書第 24 条第１項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定め、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

⑴ 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分相応する請負代金額を控除した額の 100 分の１に相当する金額を超える額とする。

⑵ 増額スライド額については、次式により行う。

$S_{増}=[P_2-P_1-(P_1\times 1/100)]$

この式において、$S_{増}$、P_1、及びP_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{増}$：増額スライド額

P_1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP_1に相当する額

$P=\Sigma(\alpha\times Z)$

α＝請負比率（落札率）

Ｚ＝発注者積算額

⑶ 減額スライド額については、次式により行う。

$S_{減}$＝[P_2－P_1＋（P_1×１／100）]

この式において、$S_{減}$、P_1、及びP_2は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{減}$：減額スライド額

P_1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP_1に相当する額

$P＝\Sigma（\alpha \times Z）$

α＝請負比率（落札率）

Ｚ＝発注者積算額

⑷ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

５　残工事量の算定

⑴ 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認等を行うものとすること。

⑵ 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

⑶ 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

ア　工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

イ 基準日以前に配置済みの現地据付方の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

ウ　契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

⑷ 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

⑸ 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

⑹ 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

６　物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。

７　変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、次に該当するものを除き、速やかに行うものとする。

⑴ 確定したスライド額が、軽微な設計変更（建設工事の軽微な設計変更に伴う事務取扱要領（以下、「軽微要領」という。）第２条の１に規定するもの）の範囲内であるときは、軽微要領第５条の２に規定する軽微総括時に行うことは差し支えない。

⑵ ２⑵に規定する基準日時点における残工事量に不確定部分があり、工期末まで対象数量を確定することが困難であるときは、残工事量が確定後に４に規定する協議を行い、スライド額を確定し、変更契約を行うものとする。

なお、変更契約は、当該工事においてそれまで別途行った工事内容の変更等に伴う請負代金の変更と併せて行うことは差し支えない。

８　全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) 工事請負契約書第 22 条第１項から第４項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第 22 条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

９　その他

本取扱いの実施フローについては、別紙１及び別紙１－２を参照すること。

別紙１

工事請負契約書第 22 条第 6 項に基づく実施フロー

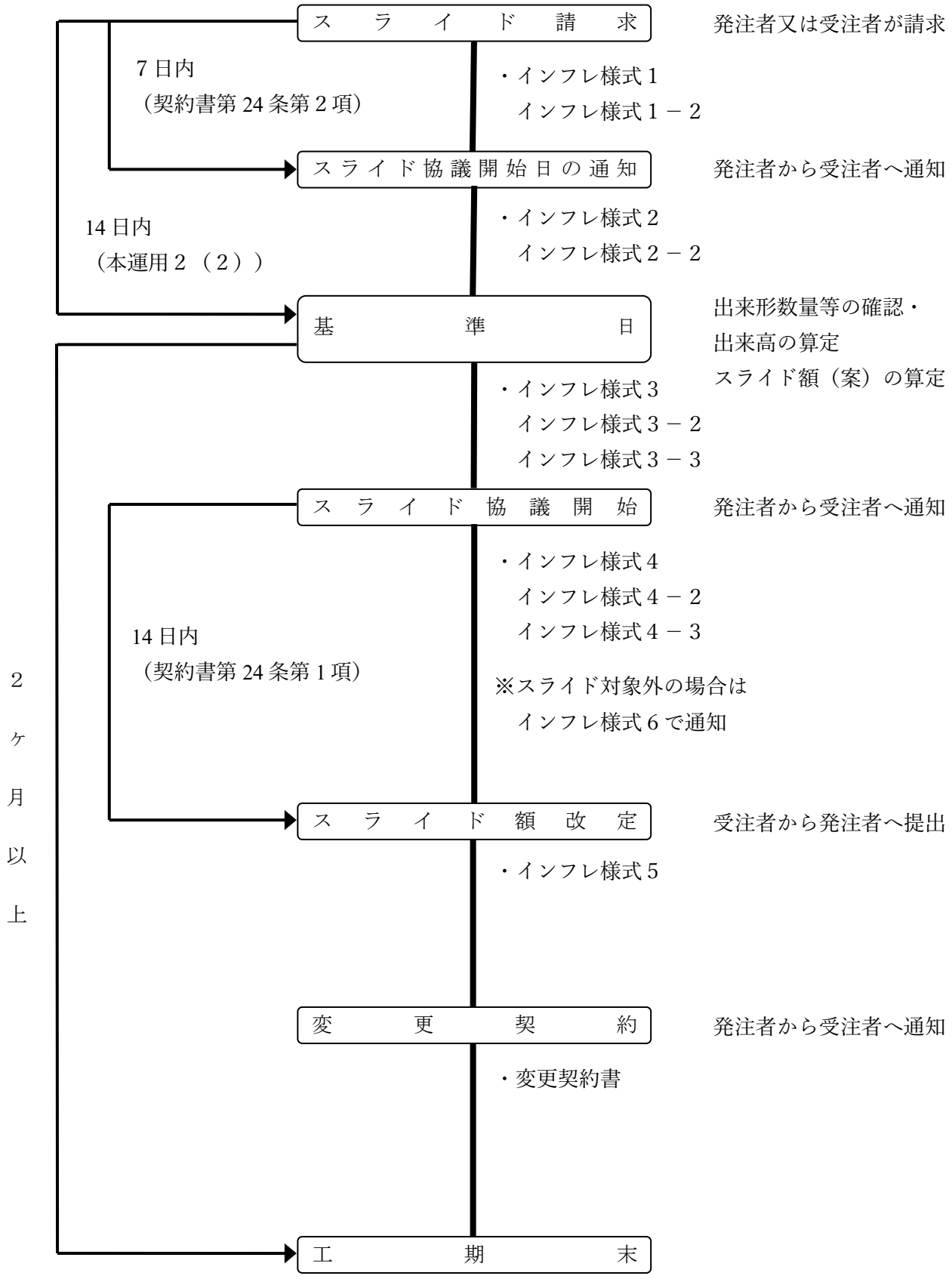

別紙１－２
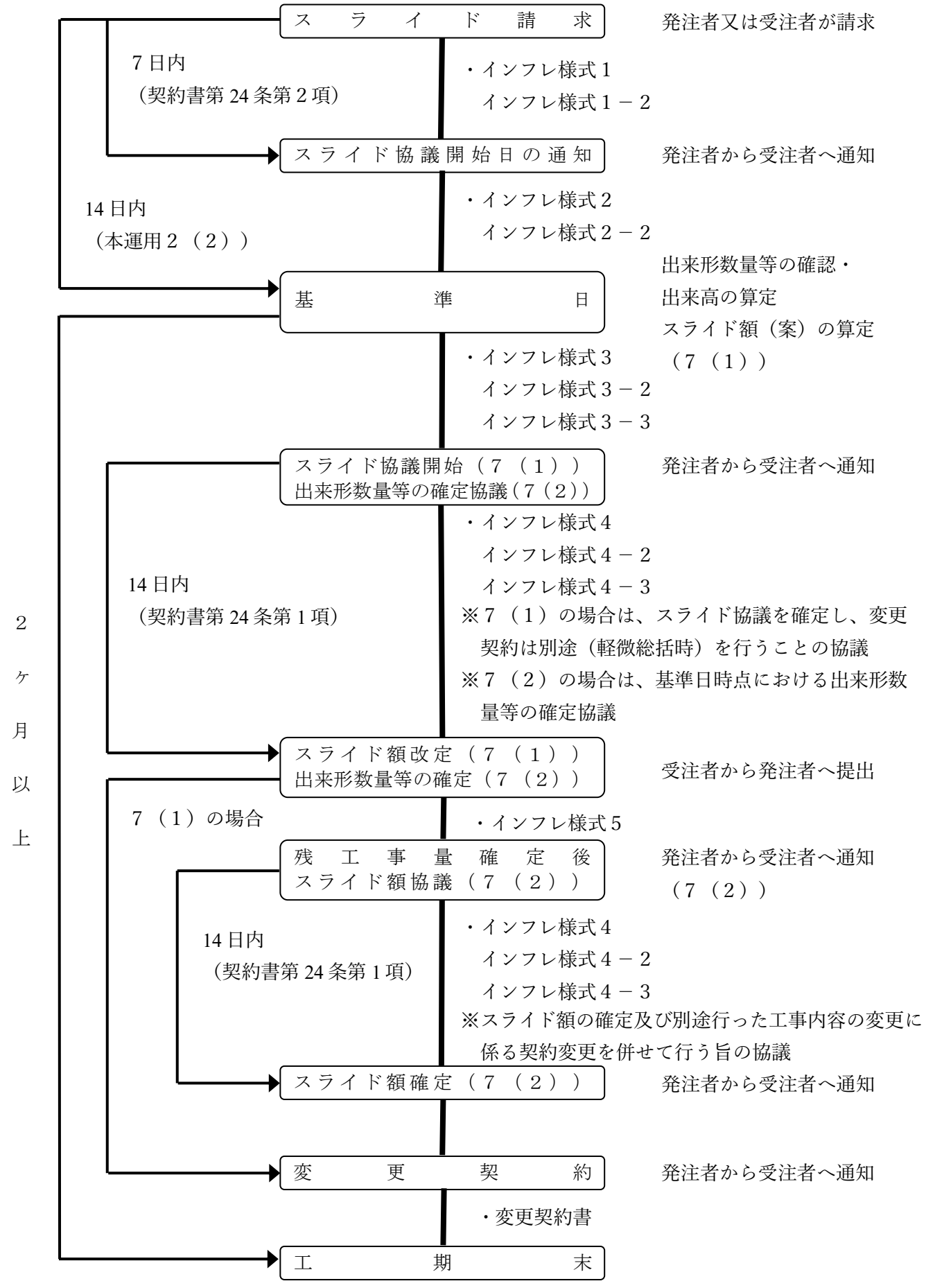
工事請負契約書第 22 条第 6 項に基づく実施フロー
（本運用７（１）又は（２）に該当する場合）